

議案第1号

北名古屋市学習等供用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正
について

北名古屋市学習等供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和5年2月24日提出

北名古屋市長 太田考則

提案理由

この案を提出するのは、北名古屋市鹿田学習等供用施設を廃止するため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市学習等供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市学習等供用施設の設置及び管理に関する条例（平成18年北名古屋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（名称及び位置）

第3条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
北名古屋市高田寺学習等供用施設	北名古屋市高田寺383番地

第10条中「別表第2」を「別表」に改める。

別表第2を削る。

別表第1を別表とし、同表を次のように改める。

別表（第10条関係）

使用区分 室名	午前9時～正 午	午後1時～午 後5時	午前9時～午 後5時	超過1時間に つき
	円	円	円	円
休養室	180	240	360	70
学習室	420	560	820	180
集会室	810	1,080	1,620	350

備考 超過時間は、1時間を限度とし、「超過1時間につき」の欄の使用料の算定について、1時間未満の使用であっても1時間に切り上げるものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。